

## 在宅等における療養支援

難病と診断された方は、入院、検査、治療内容、医療費のこと等の不安があります。また、難病というわからない病気で、今後の生活がどうなるのか心配になります。難病患者に対しては、療養生活する上で医療支援だけではなく、社会的な支援についても必要になってきます。とくに仕事を継続できるように両立支援については、診断された時から治療計画の一環として、支援計画を立てていかなければなりません。ここでは、難病を支援する相談窓口、福祉制度やサービスについて説明します。

- ◎病気の相談
- ◎在宅サービスや補装具が必要になった場合
- ◎身体に障害が出てきた場合
- ◎仕事を希望する方
- ◎災害時に避難支援を希望する方

### 病気の相談(療養・生活支援)

難病の在宅療養相談ができる主なところは下表のとおりです。

機関名	連絡先	対応相談内容
茨城県 保健医療部保健所	保健所一覧 (11ページ または 巻末支援機関一覧を参照)	特定医療費助成申請等の手続きをとおして、難病に関する情報提供や在宅療養に関する相談を行う。 ・患者や家族からの難病相談・指導(レスパイトに関する相談) ・患者向け難病研修会・交流会の開催
茨城県 難病相談支援センター	〒300-0394 稲敷郡阿見町阿見4669-2 TEL029-840-2838	難病に悩む方が、住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう関係機関と連携し、療養支援を行っています。 ・日常生活や療養生活について電話または面接相談・支援 ・地域交流活動や患者会等交流支援 ・患者向け難病講演会・交流会の案内 ・支援者向け研修会 ・就労に関する相談 ・指定難病に関する情報提供
筑波大学附属病院 難病医療センター	〒305-8576 つくば市天久保2-1-1 TEL029-853-7580	より早期に正しい診断ができる県内外の医療機関との連携を強化し、診断・治療の支援を行っています。 ・医療機関等からの難病の診断・治療に関する相談 ・未診断疾患に関する相談 ・難病医療に係る医療従事者向け研修会の開催
茨城県立中央病院	〒309-1793 笠間市鯉淵652 TEL0296-77-1121	レスパイト事業に関する療養相談を行っています。 ・難病レスパイト入院や在宅レスパイト事業に関する相談・調整 ・在宅療養支援に関する研修会 (茨城県難病相談支援センターとの共催)

#### ◆茨城県難病団体連絡協議会

茨城県難病団体連絡協議会	〒310-0851 水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 (茨城県総合福祉会館)4階 TEL(FAX)029-244-4535	難病のテレフォン相談やピア相談、難病患者の地域交流会を行っています。 ・難病連テレフォン相談・ピア相談(小児慢性疾患) 月～金曜日 受付=10時～16時 問い合わせ 電話 029-244-4535 ・難病患者会の交流会の開催や患者会への支援 ・難病フェスタ等の開催
--------------	--	---

## 茨城県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法等助成事業(温存後生殖補助医療含む)

茨城県では、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望を持って治療に取り組めるよう、妊孕性(にんようせい)温存療法に要する費用の一部を助成する事業を実施しています。

がん患者だけではなく、例えば「アルキル化剤が投与される非がん疾患:全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等」の方も対象となります。

事業の詳細は、茨城県公式ホームページ(外部サイトリンク)まで。

↓ URL QRコード→

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/sogo/yobo/cancergrop/ninyousei.html>



●妊孕性(にんようせい)とは、「妊娠する力」のことを意味します。

●AYA(あや)とは「Adolescent and Young Adult(思春期や若年成人)」の略で一般的に15歳から39歳ぐらいまでの年齢層の人を指しています。

### 茨城県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法等助成事業

申請書の送付先

公益社団法人茨城県看護協会 <〒310-0034 茨城県水戸市緑町 3-5-35>

「いばらき みんなのがん相談室」電話 029-222-1219

## 茨城県小児・AYA世代のがん患者等

にんようせい

# 妊孕性温存療法助成事業のごあんない

～いばらきがん患者トータルサポート事業(妊孕性温存治療費補助金)～

**妊孕性温存療法とは**

妊孕性(にんようせい)とは、妊娠するための力のことです。がん治療として行う、手術や薬物療法、放射線治療などにより生殖機能が低下したり、失われたりすることがあります。そのため、妊孕性温存療法(がん治療の前に胚(受精卵)、卵子、卵巣組織、精子を採取し長期的に凍結保存すること)を行うことで、将来子どもを持つ可能性を残すことができます。

**補助対象となる方**

本事業の補助対象となる方は、次の項目にすべて該当する方です。

- (1) 申請日時点において茨城県内に住所を有し、妊孕性温存療法に係る治療の凍結保存時の年齢が**43歳未満の方**
- (2) 次のいずれかの治療を受けられる方
  - (ア) 「小児・思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン(日本癌治療学会)」で定める高・中間・低リスク治療(治療内容はがん治療医にご確認ください)
  - (イ) 長期間の治療により卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患の治療:乳がんに対するホルモン療法等
  - (ウ) 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患の治療:再生不良性貧血、原発性免疫不全症候群等
  - (エ) アルキル化剤が投与される非がん疾患の治療:全身性エリテマトーデス、ベーチェット病等
- (3) 指定医療機関(他都道府県を含む指定を受けた妊孕性温存療法実施機関)において妊孕性温存治療を受けた方
- (4) 生殖医療専門医と原疾患担当医師により、妊孕性温存治療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められた方
- (5) 厚生労働省の実施する小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法に関する研究に参加できる方

※申請には、JOFR連携患者アプリ「FSリンク」の登録が必要となります。→

(6) 本事業の助成対象となる費用について、他制度の助成を受けていない方

**申請窓口(お問い合わせ先)**

(公社)茨城県看護協会  
**「いばらき みんなのがん相談室」**  
 〒310-0034 茨城県水戸市緑町3-5-35(茨城県保健衛生会館内)  
 ☎029-222-1219 ✉ [ibagan@ina.or.jp](mailto:ibagan@ina.or.jp)  
 受付時間 月曜～金曜 9:00～16:00(※土日祝日、8/13～15、12/29～1/3を除く)

がんに関する様々な不安や悩みの相談にも対応しています!

「聞く」事をイメージした相談室のキャラクター「きくちゃん」

治療によって指定難病患者も対象となります

「茨城県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法等助成事業」パンフレット URL ↓

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/sogo/yobo/cancergrop/documents/ninyousei.pdf>

「温存後生殖補助医療助成事業」パンフレット URL ↓

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/sogo/yobo/cancergrop/documents/onzongo.pdf>

## 在宅サービスや補装具が必要になった場合

### ◆障害者福祉について

障害のある方が利用できる主な福祉制度の内容や利用方法の概要をまとめた「障害者福祉のしおり(令和7年4月発行)茨城県福祉部障害福祉課」を参照ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/seishin/shofuku/documents/siori20250401.pdf>

URL ↑

QRコード →



### ◆障害者総合支援法の適用について

平成25年4月から難病等が障害者総合支援法の対象となり、令和7年4月1日から**376疾患**が対象疾病となりました。

(対象疾病は別添「障害者総合支援法の対象疾病の見直しについて」周知リーフレット参照)



<https://www.mhlw.go.jp/content/001398603.pdf>

URL ↑

QRコード →



<活用できる制度> 補装具・日常生活用具・障害福祉サービス等・外出支援など

詳細については住所地の市町村(障害福祉担当課)へ

対象となる方は、障害者手帳(※35ページ)をお持ちでなくても必要と認められた支援が受けられます。

## 補装具の購入・借受け・修理費の給付

### 【対象の補装具】

- 視覚障害・・・視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡など
- 聴覚障害・・・補聴器
- 肢体不自由・・・義手、義足、装具、車椅子、歩行器など
- 重度両上肢及び音声言語機能障害・・・重度障害者用意志伝達装置

## 日常生活用具の給付・貸与

### 【対象の補装具】

- 視覚障害・・・視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡など
- 聴覚障害・・・補聴器
- 肢体不自由・・・義手、義足、装具、車椅子、歩行器など
- 重度両上肢及び音声言語機能障害・・・重度障害者用意志伝達装置

## 障害福祉サービス等

障害福祉サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「**障害福祉サービス**」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「**地域生活支援事業**」に大別されます。

「**障害福祉サービス**」は、図のように、介護の支援を受ける場合には「**介護給付**」、訓練等の支援を受ける場合は「**訓練等給付**」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

### 障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容		
訪問系	介護給付	<b>居宅介護</b> 者 児 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		<b>重度訪問介護</b> 者 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）
		<b>同行援護</b> 者 児 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		<b>行動援護</b> 者 児 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		<b>重度障害者等包括支援</b> 者 児 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
日中活動系	介護給付	<b>短期入所</b> 者 児 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		<b>療養介護</b> 者 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
		<b>生活介護</b> 者 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系	介護給付	<b>施設入所支援</b> 者 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		訓練等給付
<b>共同生活援助</b> 者 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う		
<b>自立訓練（機能訓練）</b> 者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う		
<b>自立訓練（生活訓練）</b> 者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う		
<b>就労移行支援</b> 者 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う		
<b>就労継続支援（A型）</b> 者 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う		
<b>就労継続支援（B型）</b> 者 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う		
訓練系・就労系	訓練等給付	<b>就労定着支援</b> 者 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

## ◆介護保険

### 介護保険制度とは、高齢者の介護を社会全体で支えるしくみです

介護保険サービスは、65歳以上の方は原因を問わず要支援・要介護状態となったときに、40歳～64歳の方は、末期がんや関節リウマチ等の加齢に起因する **16種類の疾病(※特定疾病)**による要支援・要介護状態となった場合に受けることができる公的制度です。

#### ※ 特定疾病

末期がん、関節リウマチ、筋萎縮性側索骨化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗しょう症、初老期における認知症、進行性核性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経症、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、変形性関節症(両側の膝関節又は股関節に著しい変更を伴うもの)

申請・相談窓口 住所地の市町村(介護保険担当課)

まず、介護が必要かどうかを判断するために、本人や家族などが自分の住んでいる市町村の介護保険担当窓口や以下の窓口に申請します。

申請を代行する窓口

介護支援専門員(ケアマネージャー)を配置した指定居宅介護支援事業者や特別養護老人ホームなどの介護保険施設に代行してもらうこともできます。

## ◆外出支援

### ◆ヘルプマーク・ヘルプカードとは

<ヘルプマーク>とは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや**難病の方**、妊娠初期の方など、外から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークである。



<ヘルプカード>とは

障害などのある人が困った時に、周囲の方に配慮や手助けをお願いしやすくするための情報を伝えるためのカード。医療機関を受診する時や災害時、日常生活に困った時などに、障害者のコミュニケーションを支援するツールとして活用することが出来る。

問い合わせ先(配布窓口)

都道府県や市区町村の障害福祉課などのほか、保健所、保健センター、市民センター、障害者相談センター等

### ◆駐車禁止除外指定者標章の交付

駐車禁止の区域内でも、標章の交付を受けることでほかの交通の妨げにならない限り、必要最小限の駐車が認められる。 対象となる障害の範囲の制限があります。

問い合わせ先 最寄りの警察署

### ◆いばらき障害者等用駐車利用制度

障害者、高齢者、難病患者及び妊産婦の方などが、ショッピングセンターや公共施設にある身障者等用駐車場を利用しやすくするため、利用証を発行しています。利用証は県内全域で利用可能です。

※いばらき身障者等用駐車場利用証は、駐車場の利用証であり道路の駐車禁止場所には駐車できません。

対象となる障害の範囲の制限があります。

いばらき身障者等用駐車場利用証交付基準

URL ↓ QRコード→



<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/chiiki/ud/parking/documents/cyusyajyou koufukijyun.pdf>

問い合わせ先

居住地の市町村(障害福祉担当課)

巻末の「難病患者さん等への支援機関一覧」をご覧ください。

## ◆公共交通機関の割引の種類と問い合わせ先

- 鉄道運賃の割引 → 鉄道会社各駅
- バス運賃の割引 → 各バス会社
- 国内空港路線運賃の割引 → 各航空会社支店、営業所、旅行代理店
- 有料道路通行料金の割引 → 居住地の市町村(障害福祉担当課) (巻末)
- タクシー料金の割引 → 各タクシー会社

## ◆県立施設・国立施設等の入場料等の割引

各種障害者手帳及び難病特定医療費受給者証を所持している方は、入館料や使用料が免除される。障害の種類及び等級によって、**該当しない場合もあるので、詳しくは各施設でご確認ください。**

### 施設名

アクアワールド大洗水族館・植物園・歴史館・近代美術館・天心記念五浦美術館  
・陶芸美術館・自然博物館・偕楽園好文亭・弘道館・鹿行生涯学習センター  
・中央青年の家・白浜少年自然の家・さしま少年自然の家・大洗マリントワー  
・県営ライフル射撃場・堀原運動公園・笠松運動公園・砂沼広域公園・**大洗公園\***  
・洞峰公園・港公園・ヒロサワ県西総合公園・大子広域公園・フラワーパーク  
・竜神大吊橋・つくばエキスポセンター・国営ひたち海浜公園

\*夏期は駐車場が有料になります。

◎身体障害者手帳を所持している方のみ

- ・竜神大吊橋・つくばエキスポセンター
- ・国営ひたち海浜公園 夏期は駐車場が有料になります。

問い合わせ先

各施設

身体に障害が出てきた場合

## ◆障害者手帳

※障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称です。

＃制度の根拠となる法律等はそれぞれ異なりますが、いずれの手帳をお持ちの場合でも、**障害者総合支援法の対象**となり、様々な支援策が講じられています。

申請・相談窓口

住所地の各市町村(障害福祉担当課)

## ◆障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があります。

申請・請求窓口

病気やけがで初めて医師の診療を受けたとき加入していた年金

- 国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」 → 市町村
- 厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」 → ・各年金事務所  
・街角の年金相談センター

受給要件・請求時期・年金額・手続きなどの詳細は

→ 日本年金機構、各地域年金事務所、各市町村のホームページ「障害年金」で検索  
受給の手続き・支給要件・年金額等については、お近くの年金事務所までお問合せください。

\*県では、障害年金に関する事務は行っておりません。

年金事務所名	電話番号/FAX
水戸南 年金事務所	029(227)3278 029(225)5481
水戸北 年金事務所	029(231)2283 029(226)3911
土浦 年金事務所	029(825)1170 029(822)7081
下館 年金事務所	0296(25)0829 0296(22)6011
日立 年金事務所	0294(24)2194 0294(22)9031

## ◆税の免除

控除等の種類と問い合わせ先

●所得税の障害者控除、相続税の控除、利子等の非課税 → **税務署**

税務署名			
税の種類	税務署名	電話番号 (自動音声案内)	管轄区域
所得税、 相続税、 利子等の 非課税	水戸税務署	029(231)4211	水戸市、笠間市、小美玉市、東茨城郡
	日立税務署	0294(21)6346	日立市、高萩市、北茨城市
	土浦税務署	029(822)1100	土浦市、石岡市、つくば市、 かすみがうら市、つくばみらい市
	古河税務署	0280(32)4161	古河市、坂東市、猿島郡
	下館税務署	0296(24)2121	筑西市、結城市、下妻市、常総市、 桜川市、結城郡
	竜ヶ崎税務署	0297(66)1303	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲 敷市、稲敷郡、北相馬郡
	太田税務署	0294(72)2171	常陸太田市、ひたちなか市、 常陸大宮市、那珂市、那珂郡、久慈郡
	潮来税務署	0299(66)6931	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、 鉾田市

●住民税の障害者控除、軽自動車税環境性能割

→ **居住地の市町村(税務課)**

巻末「支援機関一覧」をご覧ください

●自動車税(種別割・環境性能割)

→ **県税事務所**

茨城県税事務所

税の種類	県税事務所名	電話番号/ FAX	管轄区域
自動車税 (種別割)	水戸県税事務所	029(221)6605 029(232)9535	水戸市、笠間市、小美玉市、東茨城郡
	常陸太田県税事務所	0294(80)3314 0294(80)3318	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、那珂郡、久慈郡
	常陸太田県税事務所 高萩支所 (減免申請のみ)	0293(22)2019 0293(24)2311	日立市、高萩市、北茨城市
	行方県税事務所	0299(72)0482 0299(72)0075	鹿嶋市、潮来市、行方市、神栖市、鉾田市
	土浦県税事務所	029(822)7205 029(822)7362	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡、北相馬郡
	土浦県税事務所 稲敷支所 (減免申請のみ)	029(892)6111 029(892)3240	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、稲敷郡、北相馬郡
	筑西県税事務所	0296(24)9190 0296(25)0650	古河市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、筑西市、桜川市、結城郡、猿島郡
	筑西県税事務所 境支所 (減免申請のみ)	0280(87)1120 0280(87)1385	古河市、坂東市、猿島郡
自動車税 (環境性能割) ※種別割は 証紙徴収分 のみ	水戸県税事務所 自動車税分室	029(247)1297 029(246)9312	水戸・常陸太田・行方県税事務所の管轄区域 (水戸ナンバー)
	土浦県税事務所 自動車税分室	029(842)7812 029(842)9151	土浦・筑西県税事務所の管轄区域(土浦・つくば ナンバー)

問い合わせ先

各施設

# 難病患者さん等への支援機関一覧

## ◆各市町村(代表番号)

五十音順

	市町村名	電話番号	郵便番号	所在地
あ	阿見町	029-888-1111	300-0392	稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
い	石岡市	0299-23-1111	315-8640	石岡市石岡一丁目1番地1
	潮来市	0299-63-1111	311-2493	潮来市辻626番地
	稲敷市	029-892-2000	300-0595	稲敷市犬塚1570番地1
	茨城町	029-292-1111	311-3192	東茨城郡茨城町大字小堤1080番地
う	牛久市	029-873-2111	300-1292	牛久市中央三丁目15番地1
お	大洗町	029-267-5111	311-1392	東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275
	小美玉市	0299-48-1111	319-0192	小美玉市堅倉835番地
か	笠間市	0296-77-1101	309-1792	笠間市中央三丁目2番1号
	鹿嶋市	0299-82-2911	314-8655	鹿嶋市大字平井1187番地1
	かすみがうら市	0299-59-2111	315-8512	かすみがうら市上土田461番地
	神栖市	0299-90-1111	314-0192	神栖市溝口4991番地5
	河内町	0297-84-2111	300-1392	稲敷郡河内町源清田1183番地
き	北茨城市	0293-43-1111	319-1592	北茨城市磯原町磯原1630番地
こ	古河市	0280-92-3111	306-0291	古河市下大野2248番地
	五霞町	0280-84-1111	306-0392	猿島郡五霞町大字小福田1162番地1
さ	境町	0280-81-1300	306-0495	猿島郡境町391番地1
	桜川市	0296-58-5111	309-1293	桜川市羽田1023番地
し	下妻市	0296-43-2111	304-8501	下妻市本城町三丁目13番地
	常総市	0297-23-2111	303-8501	常総市水海道諏訪町3222番地3
	城里町	029-288-3111	311-4391	東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25
た	大子町	0295-72-1111	319-3521	久慈郡大子町大字北田気662番地
	高萩市	0293-23-2111	318-8511	高萩市本町一丁目100番地1
ち	筑西市	0296-24-2111	308-8616	筑西市丙360番地
つ	つくば市	029-883-1111	305-8555	つくば市研究学園一丁目1番地1
	つくばみらい市	0297-58-2111	300-2395	つくばみらい市福田195番地
	土浦市	029-826-1111	300-8686	土浦市大和町9番1号
と	東海村	029-282-1711	319-1192	那珂郡東海村東海三丁目7番1号
	利根町	0297-68-2211	300-1696	北相馬郡利根町大字布川841番地1
	取手市	0297-74-2141	302-8585	取手市寺田5139番地
な	那珂市	029-298-1111	311-0192	那珂市福田1819番地5
	行方市	0299-72-0811	311-3892	行方市麻生1561番地9



## 市町村一覧

市町村名	電話番号	郵便番号	所在地
は 坂東市	0297-35-2121	306-0692	坂東市岩井4365番地
ひ 常陸太田市	0294-72-3111	313-8611	常陸太田市金井町3690番地
常陸大宮市	0295-52-1111	319-2292	常陸大宮市中富町3135番地の6
日立市	0294-22-3111	317-8601	日立市助川町一丁目1番1号
ひたちなか市	029-273-0111	312-8501	ひたちなか市東石川2丁目10番1号
ほ 鉾田市	0291-33-2111	311-1592	鉾田市鉾田1444番地1
み 水戸市	029-224-1111	310-8610	水戸市中央一丁目4番1号
美浦村	029-885-0340	300-0492	稲敷郡美浦村大字受領1515番地
も 守谷市	0297-45-1111	302-0198	守谷市大柏950番地の1
や 八千代町	0296-48-1111	300-3592	結城郡八千代町大字菅谷1170番地
ゆ 結城市	0296-32-1111	307-8501	結城市中央町二丁目3番地
り 龍ヶ崎市	0297-64-1111	301-8611	龍ヶ崎市3710番地

## ◆保健所

### 茨城県が設置

名称	住所	TEL / FAX	管轄地域
中央保健所	〒310-0852 水戸市笠原町993-2	<b>029-241-0100</b> 029-241-5313	笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
ひたちなか保健所	〒312-0005 ひたちなか市新光町95	<b>029-265-5515</b> 029-265-5040	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
ひたちなか保健所 常陸大宮支所	〒319-2251 常陸大宮市姥賀町2978-1	<b>0295-52-1157</b> 0295-52-2865	
日立保健所	〒317-0065 日立市助川町2-6-15	<b>0294-22-4188</b> 0294-24-5132	日立市、高萩市、北茨城市
潮来保健所	〒311-2422 潮来市大洲1446-1	<b>0299-66-2114</b> 0299-66-1613	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
潮来保健所 鉾田支所	〒311-1517 鉾田市鉾田1367-3	<b>0291-33-2158</b> 0291-33-3136	
竜ヶ崎保健所	〒301-0822 龍ヶ崎市2983-1	<b>0297-62-2161</b> 0297-64-2693	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
土浦保健所	〒300-0812 土浦市下高津2-7-46	<b>029-821-5342</b> 029-826-5961	土浦市、石岡市、かすみがうら市
つくば保健所	〒305-0035 つくば市松代4-27	<b>029-851-9287</b> 029-851-5680	常総市、つくば市、つくばみらい市
筑西保健所	〒308-0841 筑西市二木成615	<b>0296-24-3911</b> 0296-24-3928	結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町
古河保健所	〒306-0005 古河市北町6-22	<b>0280-32-3021</b> 0280-32-4323	古河市、坂東市、五霞町、境町

### 水戸市が設置

名称	住所	TEL / FAX	管轄地域
水戸市保健所	〒310-0852 水戸市笠原町993-13	<b>029-305-6290</b> 029-241-0350 (保健総務課)	水戸市

